資料５

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
中間報告（素案）

【目次案】

１．新しい時代の学びの姿

（１）社会情勢の変化

（２）「令和の日本型学校教育」の姿

（３）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

２．新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

（１）学校施設という実空間の価値を捉え直す

（２）学校施設の機能面等における現状と課題

（３）学校施設の安全面等における現状と課題

（４）学校施設マネジメント等における現状と課題

３．新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

（１）新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

（２）新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（５つの姿の方向性）

【新時代の学びの空間として創意工夫により特色・魅力を発揮】

①個別最適な学びと協働的な学びに対応し、柔軟で創造的な学習空間を実現する

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

【新時代の学びの空間の前提として着実に整備を推進】

①子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

②脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

４．新しい時代の学びを実現する学校施設の整備方策

（１）新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性

①長寿命化改修等を通じ、新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進する

②首長部局と協働し、中長期的視点から計画的・効率的な整備を推進する

③多様な整備手法等も活用し、施設整備と維持管理を着実に推進する

④学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進する

（２）新しい時代の学びを実現する学校施設の整備方策

１．新しい時代の学びの姿

（１）社会情勢の変化

○　人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術の高度化等により、社会の在り方が劇的に変わる Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

○　予測困難な時代において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は多方面に波及しつつあり、この影響は広範で長期にわたることから、「ポストコロナ」を見据え、ニューノーマルに移行していくことが求められる。

○　少子高齢化や人口減少等が急速に進展しており、2016 年時点で 120 万人程度（ピークは 1990 年頃の 200 万人超）である我が国の 18 歳人口は、2030 年には約 100 万人、さらに 2040 年には、2016 年のおよそ 2/3 に当たる約 80 万人まで減少するという推計となっており、一層の少子化が進行することが想定される。このような中、学校数及び生徒数も減少傾向にあり、少子化の進行により、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も存在している。

○　このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。また、持続的で魅力ある学校教育の実現が必要である。

（２）「令和の日本型学校教育」[1]の姿

○　こうした社会状況等を踏まえ、中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方について検討が進められ、令和３年１月、答申が取りまとめられた。また、教育再生実行会議においても、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について検討が進められ、令和３年６月、第十二次提言が取りまとめられた。

○　これらの答申等を踏まえ、これからの学校教育においては、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び[2]と協働的な学び[3]を一体的に充実し、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すことが求められるとともに、これらの学びに対応し、新たな学校施設の在り方を明確化[4]することが求められている。

---

[1] 令和３年１月 中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（以下「令和３年答申」という。）より一部引用。

[2] 令和３年答申においては、「個別最適な学び」とは、これまでも学習指導要領で位置づけられてきた「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念であるとされ、これからの学校教育において「個に応じた指導」をさらに充実していくことが必要であるとされた。その上で、「個に応じた指導」を具体化したものとして、「指導の個別化」と「学習の個性化」の２つが示されている。

[3] 令和３年答申においては、「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、子供同士や、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要であるとされている。

[4] 教育再生実行会議第十二次提言において「国は、安全・安心な教育環境を確保しつつ、多様な学習活動に対応し健やかに学習・生活できる施設環境、複合化・共用化等の効率的・効果的な整備など、新たな学校施設の在り方を「令和時代の学校施設スタンダード」として明確化した上で、老朽化対策と質的整備を一体的に行う長寿命化改修等を通じた積極的な整備を支援する。」と提言されている。

2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

（子供の学び）
・「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
・各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

（教職員の姿）
・環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
・子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
・子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

（子供の学びや教職員を支える環境）
・ＩＣＴ環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
・新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
・人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

（ICT 活用により実現される学びの姿）

○　GIGA スクール構想の実現により、１人１台端末を日常的に活用することで実現される学びの姿のイメージ（例）は以下のとおりである。

（教科に応じた多様な学びのスタイルの例）

・自分の考えを端末に入力し、大型提示装置を活用することで、思考を可視化する姿（国語、算数、道徳ほか）
・地域紹介についてタブレットを活用して英語で話し合う姿（外国語）
・友達と協力しながらロボットカーをプログラミングしてゴールさせる姿（総合）
・密にならないよう広いスペースを用いて、プログラミングに合わせてグループ演奏する姿（音楽）
・体育のゲームをタブレットで記録しよかったところを話し合い、作戦を立てる姿（体育）
・・・・・

（１人１台端末を活用することで広がる学びの例）

・学習履歴等を活用したきめ細かい指導を充実し、学習を改善する姿
・離島中山間地域の学校をはじめ、複数の学校がネットワーク化され、協働して学習に取り組む姿
・オンラインにより海外の児童生徒と交流し、多様な文化に触れる姿
・ICT を活用し、多様な児童生徒の状況等に的確に対応した指導の姿（不登校児童生徒に対する学習指導、病気療養児に対する学習指導の充実も含む）
・クラウド等を活用し、教職員がテレワークを実施する姿

（３）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

○　「令和の日本型学校教育」の構築に向け、新学習指導要領の着実な実施とあわせ、中教審答申で示された方向性のうち、主なものを示す。

（新学習指導要領の着実な実施）

○　学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおおよそ 10 年ごとに改訂され、令和２年度から新学習指導要領が順次実施されている[5]。

[5] 小学校は令和２年度から、中学校は令和３年度から全面実施。高等学校は令和４年度から年次進行で実施。

○　新学習指導要領においては、「何を学ぶか」に加え、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」を重視している。新しい時代に必要なる資質・能力として、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かい合う力・人間性等をバランスよく育成するため、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと等が求められている。

（GIGA スクール構想、ICT の活用）

○　義務教育段階の児童生徒１人１台の端末環境及び小・中・高等学校等における高速大容量通信ネットワーク環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」を実現し、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが求められている。

（少人数による指導体制の整備）

○　令和３年３月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が全会一致で可決、成立した。本法律により、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を 5 年間かけて計画的に 40 人（小学校第 1 学年は 35 人）から 35 人に引き下げ、少人数学級の実現を図っていくこととなっている。

（９年間を見通した義務教育の在り方）

○　各地域において小中一貫教育の取組が進展しつつある中、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校６年間、中学校３年間と分断するのではなく、９年間を通した教育課程、指導体制等の在り方について一体的な検討が必要。

○　その一環として、教師の負担軽減を図りつつ、個別最適な学びを実現するため、義務教育９年間を見通した指導体制の構築に向けて小学校高学年からの教科担任制を推進することが求められている。

（地域社会や関係機関等との連携・協働）

○　学校は子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭に置きながら、安全・安心で質の高い施設整備を行い、コミュニティスペース等の活用を進めることも求められている。

（インクルーシブ教育システムの構築）

○　近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくことが求められている。

２．新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

○　新しい時代の学びの実現に向けて、学校施設という実空間の価値を捉え直すとともに、学校施設において直面している課題を克服していく必要がある。

（１）学校施設という実空間の価値を捉え直す

（ポストコロナ時代における学校施設の役割）

○　新型コロナウイルスの感染拡大を経験する中、改めて学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、児童生徒の社会性・人間性を育む社会的機能を有するなど、これまで当たり前のように存在していた学校の持つ役割・在り方を再認識した。

○　また、遠隔・オンラインによる教育の有効性を認識する一方で、実験・実習等の機会や児童生徒同士の学び合う場面、未知の課題に対してチームで協力しながら解決策や新たなアイディアを生み出す「共創」が必要な場面などにおける対面指導の重要性を認識した。

○　こうした観点から、ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要がある。

（学びのスタイルの変容への対応）

○　ICT の活用により、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、タブレットを片手に教室内外で個に応じた学習を行うスタイル、身体的距離を確保しながら多目的スペース等を活用してグループ学習を行うスタイル、校内外の他者との協働により創造的な探究学習を行うスタイルなど、学びのスタイルが多様に変容していく可能性が広がっており、新しい時代の学びの可能性を想像しながら、学校施設を捉え直す必要がある。

（２）学校施設の機能面等における現状と課題

（これまでの学校施設の計画）

○　昭和の時代、児童生徒の急増期に、学校施設の量的確保の観点から、鉄筋コンクリート造校舎の標準設計等を踏まえ、片廊下型一文字型の画一的な学校施設が一斉に整備された[6]。これに伴い、学級単位で黒板を向いた一斉授業を前提とした教室が整備された。

（多目的スペースの整備状況）

○　多様な学習内容・学習形態に対応可能な多目的スペース[7]を有する公立小中学

---

[6] 戦後、早急に大量の学校施設を整備しなければならなかったことから、昭和 25 年に鉄筋コンクリート造校舎の標準設計が示された。これは、当時の文部省が日本建築学会に作成を委嘱したもので、その中で、小学校、中学校、高等学校とも、教室の幅７メートル、長さ９メートルのモデルプランが示されている。その後、学校施設については、教育方法の改善と多様化を踏まえ、昭和 42 年に文部省が作成した「学校施設指導要領」において「所要室の種類、数、面積等は、学校の規模や教育計画などを考慮して、経済的、合理的にきめる」とし、画一的におちいることをさけ、検討するよう学校設置者に示した。現在では、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針において、「多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積」とすることが重要であるとし、同様に学校設置者に示している。

[7] 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個

校は、令和元年度で全体の約３割の状況である。多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる、使い方の自由度が高まるなどのメリットがある一方、音や温熱環境の確保など、導入に際し考慮すべき課題もある。

（教室用机の状況）

○　公立小中学校の普通教室の平均面積は64㎡、使用されている教室用机は旧JIS規格（幅600㎜×奥行400㎜）と新JIS規格（幅650㎜×奥行450㎜等）が概ね半々となっている。旧JIS規格の机では、ICTを活用した授業の際に机の大きさが原因で机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど、約８割の学校が支障を感じている状況である。新JIS規格の机はより広くICT端末や教材・教具等を同時に使用できる一方、通路幅が狭くなり机間巡視がしにくい、重くなるなどの課題が指摘されている。

（空調設備、トイレの整備状況）

○　令和2年9月1日現在、公立小中学校の普通教室への空調設置率は92.8%まで進んでいる一方、特別教室への空調設置率は 55.5%、体育館等への空調設置率は5.3%に留まっており、近年の厳しい気象条件に対応した教育環境の確保の観点から課題がある。

○　また、令和2年9月1日現在、公立小中学校のトイレの洋便器率は57.0%と、住宅における洋便器の普及率（89.6%、総務省調べ（平成20年度））を大きく下回っており、生活文化からの乖離や衛生環境の観点から課題がある。

（バリアフリー化の状況）

○　令和２年、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令の一部改正により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる特別特定建築物に、公立の小中学校等が新たに位置付けられるとともに、既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられた（令和３年４月施行）。令和2年5月1日現在、公立小中学校等施設のバリアフリー化の状況は、車いす使用者用トイレが65.2%、エレベーターが27.1%（いずれも校舎）などとなっており、既存施設も含め、学校施設のバリアフリー化の一層推進が必要である。

（エコスクールの取組や再生可能エネルギーの実態等）

○　令和2年10月、菅内閣総理大臣所信表明にて、脱炭素社会の実現を宣言したこと等を踏まえ、日本社会全体で脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている状況である。

○　エコスクール・プラスの認定校は平成29年度から令和3年度で計273校（平成9年度から28年度までのエコスクールパイロット・モデル事業の認定校と合わせると、計1,900校）。公立小中学校の太陽光発電設備の設置率は平成30年5月時点で31.0%となっている。

○　木材活用については、令和元年度に建築された公立学校施設823棟のうち、508棟が木材を使用（うち186棟が木造、322棟が内装木質化）している状況である。

別学習、少人数指導による学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動及び児童生徒の学習の成果の発表などに対応するための多目的な空間を指す。オープンスペースとも呼ばれる。

（３）学校施設の安全面等における現状と課題

（構造体の耐震化の実態、非構造部材の耐震対策の実態）

○　令和 2 年 4 月 1 日現在、公立小中学校の構造体の耐震化率は 99.4%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は 99.2%と概ね完了している。子供たちの生命を守り、地域の避難所となる安全・安心な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や防災機能強化などの推進が必要である。

（老朽化した施設の実態）

○　公立小中学校の校舎は昭和 40 年代後半から 50 年代に建設された施設が多く、築 25 年を経過しているものが約 8 割の状況であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理･更新コストの縮減･平準化を図ることが必要である。

○　令和３年１月１日現在、地方公共団体が令和２年度までに策定することとされている個別施設毎の長寿命化計画（以下、「個別施設計画」）を未策定の設置者の割合が５%となっており、コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進めるため早期に策定することが必要である。

○　また、平成 27 年３月に策定した所管・管理する施設の維持管理等に関する中長期的な方向性を明らかにするための「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を令和３年３月に改定し、未策定の設置者に対して早期に策定するとともに、策定済みの設置者に対しても計画の内容充実や見直しを行うよう促している。

（施設の維持管理、学校施設に関する事故発生の状況）

○　施設の老朽化が進む中、全国の公立小中学校で建物の老朽化が主因の安全面における不具合は平成 29 年度調査で約 32,000 件発生しており、平成 24 年度調査に比べて 2 倍以上に増加している。

（避難所の指定状況、防災機能の状況）

○　平成 31 年 4 月現在、避難所に指定されている公立小中学校の割合は 94.9%となっており、避難所としての防災機能については、避難所指定校のうち、備蓄倉庫は 80.2%、非常用発電機等は 61.1%が保有している状況である。

（４）学校施設マネジメント等における現状と課題

（適正規模・適正配置の実態）

○　小中学校における学校数及び児童生徒数は減少傾向にあり、令和元年度を起点とした過去 10 年間の状況では、学校数が 10%減少し、児童生徒数も 10.2%減少している。一市町村一小学校一中学校等という市町村が 233 団体（13.3%）となり、学校教育の維持が困難となる可能性がある。一部の地域では、住宅開発等に伴い、児童生徒数の急激な増加が課題となっている地域も存在している。

（個別施設計画の策定状況）

○　公立学校施設における個別施設計画の策定率（令和 2 年度末見込み）は 95%の状況である。

○　また、令和３年１月１日現在、策定された個別施設計画では統廃合の検討が計画に記載されている設置者の割合が 37%であり、必要に応じて学校施設の適正規模等の方針を検討し、適時に計画に反映していくことが必要である。

（学校施設の複合化・集約化の状況）

○　令和２年９月現在、令和元年度に学校施設を集約化・複合化した件数が 361 件、令和２年度以降に集約化・複合化を予定している件数が 998 件となっている。

○　また、令和３年１月１日現在、策定された個別施設計画では複合化が計画に記載されている設置者の割合が 19%であり、必要に応じて学校施設の複合化を検討し、適時に計画に反映していくことが必要である。

（民間活力等の活用、PFI/PPP の実態）

○　施設の老朽化に加えて、地方公共団体の職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、ＰＦＩ等の手法により民間資金等を活用していくことが求められている。

○　ＰＦＩ事業については、平成 30 年度末までに合計 740 件が実施され、文教施設分野では 250 件あり、そのうち学校施設に係る事業は 80 件が実施されている。

（学校施設を整備する際のプロセス・活用の実態）

○　学校施設を整備する際には、学校を利用する教職員や児童生徒、保護者、地域住民等の学校関係者の参画が求められる。過去５年間の公立小中学校等の新築事業[8]において、設計者選定方式として、プロポーザル方式等を採用した事業は 50.3%、価格競争方式を採用した事業は 43.4%、総合評価落札方式を採用した事業は 3.8%という状況であり、学校施設の整備に当たって、プロポーザル方式の採用が半数程度にとどまっている状況である。さらに、施設整備後、必ずしも計画・設計の理念や活用の考え方が教職員の間で引き継がれず、十分に活用されていない空間があるなど、施設の活用にも課題が生じている。

[8] 過去５年間（平成 28 年度から令和２年度）における公立学校施設整備費負担金事業 159 件（38 都道府県）を対象に実施。

３．新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

（１）新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

（Schools for the Future）（仮）

○　これからの学校施設は、新しい時代に対応した学びの姿を実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく必要がある。

○　子供たちが集い、学び、生活する空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間として、どのような学びを実現したいか、どう学びに対応するか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、未来思考をもって実空間を捉え直す必要がある。

○　また、ICT の活用により、学びのスタイルが多様に変容し、教室という限られた空間に閉じずに、校内のあらゆる空間が子供たちの学びの場となる可能性を秘めている。学校施設は、教科等のみならず、給食や清掃等の課外活動など、全人的な教育を提供する場ともなり、それは教室に閉じるものではない。

○　子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、学校施設全体を学びの場として捉え、魅力ある教育環境を創造していく必要がある。

（キーコンセプト）

“Schools for the Future”（仮）

未来思考で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

（目指すべき姿）

【新時代の学びの空間として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び 》 個別最適な学びと協働的な学びに対応し、**柔軟で創造的な学習空間を実現**する

生活 》 新しい生活様式を踏まえ、**健やかな学習・生活空間を実現**する

共創 》 地域や社会と連携・協働し、**ともに創造する共創空間を実現**する

【新時代の学びの空間の前提として着実に整備を推進】

安全 》 子供たちの生命を守り抜く、**安全・安心な教育環境を実現**する

環境 》 脱炭素社会の実現に貢献する、**持続可能な教育環境を実現**する

（２）新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（５つの姿の方向性）
【新時代の学びの空間として創意工夫により特色・魅力を発揮】
①個別最適な学びと協働的な学びに対応し、柔軟で創造的な学習空間を実現する

学びは多様化していることから、その基盤となる学習空間も、画一的・均質的なものから、個別最適な学びと協働的な学びに対応した、柔軟で創造的なものに転換していく必要がある。

空間相互の連続性・一体性、余裕教室等を活用した教室サイズの変更、ロッカースペースの配置の工夫など、多様な学びの姿にフレキシブルに対応できる創造的空間の整備を推進する必要がある。

（時代の変化に柔軟に対応できる空間構成）

○　新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの往還であり、ICT の活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となる。

○　このため、学校施設全体の空間を学習に利用するという発想に立ち、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある整備を推進する必要がある。また、空間の位置づけ等を考慮しつつ、学習空間を適切に組み合わせ、相互の連続性・一体性を確保していくことが重要である。

○　この際、児童生徒の急増期に一斉に整備された画一的なプランではなく、学校設置者の創意工夫を喚起していくことが重要である。

（多様な活動を展開できる教室空間）

○　GIGA スクール構想の実現のためには、一人一台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境のほか、それに対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫などの整備が求められることから、平均面積 64 ㎡の教室[9]では、学級規模によっては空間的な余裕がない状況が発生する。

○　現状において、長寿命化改修の機会に増築して教室を広げたり、教室空間をオープン化し教室間の連続性を持たせたり、移動可能な家具を配置するなど、様々な工夫により、教室環境の改善・充実を図っている例がある。

○　これらを踏まえ、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、学校の建築時、あるいは、既存施設の改修時において、学習・活動内容を踏まえた教室サイズの検討を推進する必要がある。一方、全体の施設規模や予算の制約、構造条件等により、容易に教室面積を広げることができない状況も存在しており、各学校等の実情を踏まえた創意工夫が重要である。

○　このほか、多様な学習・活動に対応する観点から、教室周辺の空間について、教室、ワークスペース、テラスなどがつながり、活動に対応して自由に場所を選べる空間を設けるなどの工夫も有効である。例えば、水回りや屋外テラスがあれば簡単な実験ができ、ワークスペースがあれば少人数の議論や個別に集中した学習が可能になる。また、個人で集中したり、オンラインの活動を快適に行えるパーソナルスペース（小空間）を用意したりすることも有効である。

[9] 国庫補助基準では普通教室を 74 ㎡として積算している。

（創意工夫の例）

- １人１台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
  ※施設の建築時に、既存の平均的なプランによらず、活動内容を踏まえた教室面積を確保し整備する。
- 教室スペースの拡張やオープンスペースの活用により多様な学習活動にフレキシブルに対応
  ※既存施設において、隣接する空間との連続性や余裕教室の状況等を考慮し、空間のオープン化を図る。（教室と廊下の間の壁、教室と教室の間の壁の在り方の見直しを含む。）
  ※既存施設の改修時に一部増築し教室面積を広くし整備する。
- 教室内のロッカースペースの配置を工夫したり、ホームベース[10]を用意したりすることで教室面積を確保。
- 特定の教科に捉われない教室（クリエイティブルーム等）を整備

（教室に隣接し連続するオープンな空間の扱い）

○　多様な学習集団・学習形態に対応するための工夫として、教室に隣接し連続するオープンな空間について、主なメリットと考慮すべき主な課題を整理する。

（教室に隣接し連続するオープンな空間の主なメリットと考慮すべき主な課題）

主なメリット	・採光を取り入れることができ、教室が明るくなる ・教室が開放的で使い方の自由度が高まる ・多様な学習形態に対応した柔軟な運営ができる ・複数のクラス、学級合同の授業が可能となる ・多正面・多焦点をつくることができる ・　・・・・・
考慮すべき主な課題	・音環境の確保（授業時の周りの音、集中力への影響） ・温熱環境の確保（暑さ対策、暖房対策） ・教職員の意識（配慮的文化や自学級の領域確保のニーズ） ・・・・・

○　個別最適な学びと協働的な学びを実現する上で、多様な学習活動にフレキシブルに対応できる空間の整備が重要であり、オープンな空間は一つの有効な空間となり得る。

○　既存施設においても、構造耐力上の必要性や各種法令等の整合などを把握・分析した上で、不要な壁等を撤去したり、増築することでオープンな空間を設けることが可能であることから、創意工夫の一つとして、整備を推進していくことが重要である。

　具体的には、長寿命化改修時において、余裕教室等の空きスペースを再配置（例えば、普通教室と多目的スペースなどを連続的あるいは一体的に使う学習も想定し隣接させる等）し、構造耐力上不要な壁等を撤去することで、大きな空間を整備することが考えられる。

○　この際、音環境や温熱環境も考慮し、天井・壁への吸音材の整備や、可動間仕切りの整備、家具の配置などの工夫を行うことや、教職員の視野に活動全体がなるべく入るように、間仕切りの在り方（可動間仕切りにより開閉可能とす

[10] ホームルーム活動や持ち物などの保管等のための場であり、教科教室型の運営方式の学校施設を計画する際に設けられることがある。

る、見通しのよい透明の間仕切りを設ける等）に配慮することも含め、総合的に判断することが重要である。

○　また、オープンな空間をより有効に活用するためにも、設計者と学校の教職員があらかじめコミュニケーションを図り、考えを浸透させていくことが重要である。各学級におけるより積極的な活用を想定し、教室の拡張として担任の裁量で使用でき、共用の空間と連続・一体的に使える中間領域をつくるという発想も有効である。

※　既存施設に対し、教室と廊下の間の壁や教室間の壁の在り方を見直したり、様々な大きさ・仕様の空間を配置し、活動に応じて選べる多様な空間を整備するなど、創意工夫の例として、いくつかのプランを提示する。

（様々なタイプの教室を使い分けることによる多様な活動の展開）

○　主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図るため、クリエイティブルーム、アクティブラーニングルームなどの、特定の教科に捉われず、創造的活動を行う空間を整備することが考えられる。

○　また、教科に対応した特別教室ゾーンをつくり、専門的で高度な学びを誘発するような空間が考えられる。

教科教室型の運営方式の場合、教科教室や教科メディアスペース、小空間、教材室等からなる教科センターをつくるとともに、児童生徒の居場所となるホームベースやロッカースペース等を設けることも有効である。教科担任制の中学校や高等学校において、教科指導の充実を図り、教科の意味を実感しながら主体的に学習に取り組む姿勢を育てることができる。

○　さらに、各特別教室ゾーンにとどまらず、校内・屋外の様々な空間や異なる教科ゾーンと有機的に連携することが重要であり、異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的ゾーン（STEAM コモンズ）として機能させることも有効である。

（創意工夫の例）

- 特別教室の一部を創造的空間として改修する例
  （複数面のプロジェクタ付きスクリーン、可動式机・椅子など）
- STEAM 教育など教科等横断的な学習に対応した特別教室の配置
- 教科センター方式など

（９年間を見通した義務教育を支える施設環境）

○　令和３年答申で示された、９年間を見通した新時代の義務教育の在り方等を踏まえ、地域の実情等に応じて、小中一貫した教育課程に対応した施設環境、学年段階の区切りに対応した空間構成や施設機能、異学年交流スペースの充実など、９年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが重要である[11]。

○　この際、施設形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）ごとの特性や期待できる教育的効果を踏まえ、各学校の教育活動・学校運営等に適した施設環境とすることが重要である。

---

11 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの９年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～（平成 27 年 7 月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）」参照。

（読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備）

○　デジタル化の中で、学校図書館が機能化していない実態があり、学校における図書スペース、図書館の機能の在り方を捉え直す必要がある。

○　学校図書館を核として読書･学習･情報センターとしての役割を持たせる「ラーニング・コモンズ」を整備していくことが重要であり、ICT を活用することで、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動を効果的・効率的に行えるよう工夫することが可能となる。

○　また、例えば、どの教室からも利用しやすいよう、図書館を学校の中心に計画しより一層の活用を図ることで、各教科における調べ学習での活用や、子供たちの自主的・自発的な学習を促すことが可能となる。

（家具や設備の工夫による多様な活動の展開・教室環境の充実）

○　校内のどこでも日常的に ICT を活用できるよう、１人１台の端末環境の整備、高速大容量通信ネットワーク環境を着実に整備するほか、大型提示装置や充電保管庫など、ICT 環境整備を推進していく必要がある。

○　黒板だけでなく、プロジェクタや大型提示装置などを活用することで、多角的な学習や活動の展開が可能となる。

○　一人一台端末に対応した教室用机（新 JIS 規格）の整備を積極的に推進する必要がある。また、移動が容易な机、様々な大きさや高さの机、ロッカーなど空間と合わせて家具を工夫することで、場面に応じた多様な活動の展開が可能になり、豊かな環境づくりにつながる。

（教職員の働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間）

○　学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもある。そのため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保する必要がある。

○　職員室は、教職員が円滑に業務を行えるよう、必要な広さの執務スペースを確保するとともに、統合型校務支援システム等を含め、常時 ICT が活用できる環境を整備することが重要である。

○　また、遠隔・オンライン教育のための映像コンテンツ製作も含めた教材の研究・準備のための空間や、日常的なコミュニケーションを誘発しリフレッシュできるラウンジなどの専用スペースも執務スペースと有機的に連携させて整備することが重要である。

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

学習・生活空間にふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間とするため、子供たちの居場所となる温かみのあるリビング空間づくりを推進する必要がある。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を推進する必要がある。

（快適性への配慮）

○　学校施設は教育を行う場のみならず、児童生徒の社会性・人間性を育む場であり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間であることが重要である。学校施設全体が学びの場であるとともに、子供たちがゆっくり過ごしたり落ち着いたりすることができる居場所となるよう、温かみのある生活空間（リビング空間）を創意工夫により整備していくことが必要である。

○　木材を利用することで、温かみが感じられる、調湿作用により湿度が良好に保たれるなど、快適な室内環境が実現できる。また、子供たちの心理面・情緒面の安定につながる。このため、校舎の柱、梁、内装に木材を活用することにより、温かみと潤いのある学習・生活環境の整備を推進していくことが重要である。

○　児童生徒のリフレッシュの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩を取ることができるラウンジや、児童生徒がその時々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、子供たちの自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。

（健康への配慮）

○　新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習・生活できる衛生環境の整備を行うことが必要である。

○　熱中症対策や衛生環境改善の視点から、冷暖房設備等の整備を積極的に推進する必要があり、普通教室のみならず、特別教室等についても順次整備を進めていく必要がある。また、地域の避難所となることも踏まえ、体育館の空調設備の整備についても推進していくことが重要である。

○　冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上のほか、CO_2濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を導入することも有効である。

○　衛生環境改善の視点や生活スタイルの変化等を踏まえ、トイレについて、洋式化・乾式化を積極的に推進するとともに、手洗い設備の非接触化も積極的に推進することが重要である。

（インクルーシブ教育システムの構築）

○　障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、バリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められる。

○　このため、学校施設においても、インクルーシブ教育システムの構築や合理

的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）として、既存施設を含め、車椅子使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーター等のバリアフリー化を一層推進していく必要があり、令和７年度までの整備目標を踏まえた取組の加速が必要である。

○　また、特別支援学級や通級による指導のための環境整備のほか、落ち着いて学習できるスペースやクールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペース等を確保することが重要である。

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域や社会が連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案したり、交流していくための「共創空間」を生み出していくことが重要である。
将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割や、地域活性化等の観点から、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等を推進することが重要である。

（学校と地域が支え合い協働していくための共創空間）

○　これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくりを推進する観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、新学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組が進められている。

○　学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、地域コミュニティの拠点となる学校の中に、地域の人たちと協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していくことが重要である。地域や社会、関係機関等との連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であることが望ましい。また、協働の成果を展示・発信するためのスペースを確保することも有効である。

○　こうした「共創空間」を創出する上では、児童生徒の動線と地域住民等の動線との整理、死角を作らないための設計上の工夫など、防犯の視点も含め、必要な施設整備の留意点について引き続き検討する。

（多様な「知」を集積するための複合化・共用化等）

○　学校施設を核とした地域住民等との交流を促進し、地域活性化を図る観点等から、他の公共施設などとのコンバージョン（複合化・共用化等）を促進し、多様な「知」が集積し新しい価値を生み出す施設としての整備を推進することが重要である。

○　複合化により、単独の学校として整備するよりも施設機能の高機能化・多機能化を図ることができ、児童生徒や地域住民に多様な学習環境を創出とともに、公共施設を有効に活用することができる。

○　学校施設の複合化等の検討に当たっては、このような学習環境の高機能化・多機能化に資するような計画とすることや、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要である。

○　複合施設においては、児童生徒や地域住民等の多様な人々が利用することになるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが重要である。安全性の確保のためには、開放するエリアを明確に区分できる計画とすることや、施設へのアプローチを二方向にして、運営に合わせて可変的に調整することも有効である。

【新時代の学びの空間の前提として着実に整備を推進】
①子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

未来を担う子供たちの生命を守るため、安全・安心な教育環境を確保することは、新しい時代の学びを実現するための大前提であり、放置してはならない最重要課題であることから、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。
地域の避難所として、自家発電設備や情報通信設備、バリアフリー化、水害対策など防災機能を一層強化する必要がある。

（安全・安心の確保）

○　未来を担う子供たちが日々学び、生活するとともに、地域のコミュニティの拠点となる学校において、生命が失われることはあってはならない。
○　新しい時代の学びを実現するための大前提として、災害・事故等から生命を守るために、構造体の耐震化のみならず、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物等を含め、学校施設全体の安全性を高めていく必要がある。
○　また、学校施設の老朽化は日本全国において直面している最重要課題であり、放置することなく、国、学校設置者ともに覚悟をもって老朽化対策を着実に推進する必要がある。

（避難所としての防災機能の強化）

○　近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくてはならないものである。
○　このため、自家発電設備やWi-Fi等の情報通信環境など、避難所としての防災機能の強化を一層推進する必要がある。また、避難所としての役割からも、体育館の冷暖房設備の導入も推進するとともに、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。この際、災害時に学校施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保についてあらかじめ検討しておくことが重要である。
○　また、近年では水害や土砂災害が激甚化・頻発化していることから、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、地域の災害リスクに応じて、避難確保計画の作成と、それに基づく避難訓練の実施等のソフト面の対策や、学校施設内や受変電設備の浸水対策等のハード面の対策の両面から実施することが重要である。

②脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な学校施設を実現する

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を積極的に推進していく必要があり、エコスクールの取組を深化していくとともに、ZEB 化の取組を推進していく必要がある。環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。

環境や地域との共生の観点から、学校における木材利用を積極的に推進していく必要がある。

（脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備）

○　本年 5 月、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念とする改正地球温暖化対策推進法が成立するとともに、2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標について、菅義偉内閣総理大臣は 2013 年度に比べて 46%削減することを目指すと表明した。本年度から 9 年間しか時間的な猶予がない中で、現状の技術を最大限活用してこれを実現することが重要となる。

○　脱炭素社会の実現には、国民の意識改革・行動変容が必要であり、そのためには国や地方自治体等の公的機関による率先した取組が重要となる。特に、未来を担う子供たちが学ぶ学校施設における率先導入は短期的には保護者への波及効果、中長期的は子供たちが成人になった時への効果も大きく、SDGs の視点からも取組を積極的に推進していく必要がある。

○　脱炭素社会の実現に向けて、建築物の更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が求められている状況であり、学校施設についても、屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電の導入を更に進めていく必要がある。

○　具体的には、これまでのエコスクールの取組を深化し広げていくとともに、年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進する必要があり、まずは先導的なモデルを構築し、それをドミノ倒し的に横展開を図ることで、新増改築はもとより、長寿命化改修における取組も加速していくことが必要である。

○　このことは、健康で豊かな環境づくりにつながるとともに、被災時の避難所としての防災機能につながり、児童生徒の環境教育にとって生きた教材となる。

（木材利用の促進）

○　学校施設の木造化・木質化は、環境教育や二酸化炭素の吸収源対策としても考慮される ZEB を超える LCCM 建築物[12]化に資するとともに、化石燃料を利活用した建築資材からの置き換えにより二酸化炭素の排出量削減にも資するものとして、率先して取り組むことが重要である。

○　木材は、断熱性や調湿性に優れ、温かみや味わいがあり、そこで学習・生活する子供たちや教職員の快適で健やかな活動につながり、健康面・学習面での効果も期待される。また、地域材の活用は、環境負荷への低減に加え、地域の活性化や文化の継承にもつながる。

---

[12] ライフサイクルカーボンマイナス建築物。建築から解体・再利用等までのライフサイクル全体を通じて CO2 排出量をマイナスにする建築物。

４．新しい時代の学びを実現する学校施設の整備方策

（１）新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性

○　新しい時代の学校施設の姿（ビジョン）を実現させるために、具体的な取り組むべき整備の方向性を提言する。

①長寿命化改修等を通じ、新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進する
②首長部局と協働し、中長期的視点から計画的・効率的な整備を推進する
③多様な整備手法等を活用し、施設整備と維持管理を着実に推進する
④学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進する

①長寿命化改修等を通じ、新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進する

○　今後、膨大な数に上る学校施設について、国・地方の厳しい財政状況の下、限られた予算でできる限り多くの施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を着実に進めていくことが必要である。

○　長寿命化改修の実施に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、新しい時代の学びの実現を図る視点を取り込む必要があり、安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びに対応していくため、長寿命化改修等を通じ、老朽化対策と教育環境の改善を一体的に行う取組を積極的に推進することが必要である。

○　具体的には、学校施設の長寿命化改修等の機会を通じ、構造躯体の経年劣化の回復や外壁の補修、耐久性を高めるための塗装・防水等の老朽化対策を着実に図った上で、多様な学びのスタイルに対応し、柔軟で創造的な学習空間の整備を図るとともに、壁、窓等の断熱性能向上や高効率照明・空調の導入などの省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、防災機能の強化、衛生環境改善、バリアフリー化などの教育環境の改善のための整備を行う視点が重要である。

○　改築から長寿命化改修への転換に当たっては、コンクリート強度の確認を行うなど、構造体の耐久性が確保されているか、教室等の配置計画上、どこまでの改修を行うことができるのか、現状をしっかりと分析する必要がある。

（教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備例）

- 余裕教室活用型（３教室分を２学級分の学習空間として利用など）
- 改修＋一部増築型（改修と合わせた一部増築により不足するスペースを確保）
- 家具配置工夫型（家具配置の工夫による学習空間を確保、教室と連続した空間（オープンスペース等）の活用）
- 特別教室コンバージョン型（教科に捉われない創造的な学びの空間に転換）
- ・・・・・

※今後、長寿命化改修等により教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している事例を踏まえ、具体的な改修イメージを整理し提示

②首長部局と協働し、中長期的視点から計画的・効率的な整備を推進する

○　我が国の公立学校施設は、今後、計画的に老朽化対策に取り組む必要があるが、多くの建物が一斉に更新時期を迎えることを踏まえると、改築から長寿命化改修へ整備手法の転換を図ったとしても、多額の費用を要することとなる。

○　学校施設の長寿命化計画を実効性の高いものとし、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現するため、長寿命化改修以外にも、施設整備上の様々な工夫を講じていく必要がある。

○　具体的には、施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化を図りつつ、地域の実態に応じて、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、他の公共施設等との複合化・共用化、使用しない施設の減築、機能の集約化、施設の維持管理の効率化など、計画的・効率的な施設整備を進めることが必要である。

○　そのためには、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ、まちづくり部局や公共施設所管部局、環境部局など、首長部局と横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。

○　この際、これまでは、住民基本台帳に基づく実数をベースにした５、６年後の将来推計であったが、今後は 10 年程度の詳細な将来推計を行うとともに、市の人口ビジョンや長期推計を基に中長期のトレンドを予測することが重要である。このことにより、課題となる学校を事前に捉え、改善・検討につなげるなど、中長期的な視点に立ち、改修等の優先順位や内容、時期、費用等を整理した上で、将来変化に柔軟に対応する施設とする、将来的に他用途に転用するなど、計画的・効率的に整備していくことが重要である。

③多様な整備手法等も活用し、施設整備と維持管理を着実に推進する

○　学校施設において、これまで以上に効率的かつ効果的な整備を推進し、質の高いサービスを提供することが、設置者に課された重要な課題である。

○　これを解決するための一つの手法として、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用する多様な PPP/PFI（Public Private Partnership/Private Finance Initiative）手法による民間のノウハウを活用した施設整備・維持管理の導入について、積極的に検討していくことが重要である。

○　教育内容・方法の変化や社会環境の変化などに対応し、学校施設を「ながくよく使い続ける」ためにも、計画的な長寿命改修とあわせ、定期的な安全点検と適切な維持修繕を実施していくことが重要である。

※　学校施設に PFI を導入する際の課題や、進めやすくするためのポイントについて考えられることがあるか。

※　その他、質を確保したうえで整備・維持管理コストの抑制に資する手法、民間資金・ノウハウ活用のアイディアも含めて整理

④学校関係者等の参画により、豊かな学びの環境整備を推進する

○　新しい時代の学びの実現に向け、創意工夫や特色・魅力ある豊かな教育環境を実現するために、設計者とともに、学校の教職員や児童生徒、保護者、地域住民等の関係者が参画し、どのような子供たちを育てたいか、どのような学び

を実現したいか、そのためにどのような学校施設を実現したいか、施設づくりの目標を共有し、計画していくことが重要である。

○　また、豊かで魅力的な学校設計にするため、より積極的に技術提案者を評価するプロポーザル方式等の適切な設計者選定方式を選択し、設計者の工夫、アイディア、デザインで競争させていくことが重要である。

（２）新しい時代の学びを実現する学校施設の整備方策

○　新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進するために、どのような方策を講じていくか。

（例）

○新時代の学びを実現する学校施設のスタンダードの提示

・具体的にどのような姿を示していくか。

○新時代の学びを実現する学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

・新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策を一体的に推進していくために、具体的にどのような方策を講じていく必要があるか。

・脱炭素社会の実現のために、エコスクールの取組を深化し、学校の ZEB 化を推進していくために、具体的にどのような方策を講じていく必要があるか。

・学校施設の複合化・共用化等を推進していくために、具体的にどのような方策を講じていく必要があるか。

（これまでの委員及び意見発表者からのご意見）

・一歩踏み込んだ改修を実施するためには、より一層の財政的支援が不可欠。

・これまでの建築単価では実現が困難であるため、国の財政支援が不可欠。

・予算総額の大幅拡充、ZEB に対応した建築単価の検討、国におけるロードマップの提示など、大胆な誘導策が必要。

○既存施設を含む新時代の学びを実現する学校施設整備の指導助言・普及啓発（学校施設整備指針の見直し、新しい時代の学校施設アイディア集など）

・具体的にどのような方策を講じていく必要があるか。

・具体的な実践を横展開していくためのプラットフォームを構築していく必要があるのではないか。

○先導的モデル研究を通じた新たな学校施設モデルの提示

・「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」の成果等を踏まえ、具体的・実践的な学校施設モデルを提示していく必要があるのではないか。